

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和7年度第1回西脇市手話施策推進会議
開催日時	令和7年8月25日(月) 午後1時30分～2時55分
開催場所	西脇市役所 2階 議会委員会室
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	嶋本恭規、中島武史、丸山昭彦、徳岡明美、川崎佳子 大西宏樹、時本あさみ、藤原友喜、森脇奈穂美、 林由起、宮下晋一
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	森脇富成
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部 部長 村井真紀 社会福祉課 課長 正木万貴子 社会福祉課 主査 芦田周美 社会福祉課 担当職員 山本美香 社会福祉課 設置手話通訳者 小西智晶
傍聴の人数	3人
協議又は協議事項	(1) 令和6年度手話施策の実施実績について (2) 令和7年度手話施策の計画と実施状況について (3) 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の施行について
会議の記録	
発言者	内 容
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席は11名、会議が成立する。3名の傍聴を許可する。 ・部長あいさつ ・交代委員及び出席職員紹介 ・資料確認 <ul style="list-style-type: none"> ○事前に郵送で配布した資料 会議次第、委員名簿、「第1回西脇市手話施策推進会議資料」 ○会議日配布資料 訂正資料（委員名簿）、手話言語の国際デー&手話の日イベント案内チラシ、東京2025デフリンピック案内チラシ
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ 今年6月18日国会において手話施策推進法が成立した。施策は6月25日からスタートしている。国で初めて手話に関する法律ができたということで、非常にうれしく喜ばしいことだが、法律ができて

	<p>終わりではない。この手話施策推進法はこれからが本当のスタートだと思っている。これからどのように法律を生かしていくのか皆さんの動き次第になってくると思う。この法律は、5年後に見直すということになっている。ただし見直しは1回だけで5年の間に必要なもの足りないものなどを盛り込んでいきながら、5年後の2030年にはもっとすばらしい内容の法律をつくっていかねばいけないうろうあ連盟としては思っている。</p> <p>11月15日から26日まで、きこえない人のデフリンピックが東京、福島、静岡で開催される予定だ。デフリンピックは日本でも大きく意識を変えるきっかけになると思う。きこえる、きこえないに関係なく、子どもたちにも関心を持ち、注目をしてもらいながら、その影響で社会の変化につなげていければと思う。先ほど事務局の方から説明があったが、9月21日に北播磨地域中心にイベントを行う。デフリンピックとは何か、きこえない人、また手話とは何かを知ってもらえる大きな機会になる日だと思っている。皆さんも御協力をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名委員の指名、嶋本会長と林委員に決定 ・協議事項(1)について、事務局から説明を願う。 <p>事務局 (1)令和6年度手話施策の実施実績について（説明）</p> <p>■協議事項(1)に関する質疑応答</p> <p>委員 10ページの令和6年度の総括のところ、申し込み時に手話通訳の可否を確認したりするイベントが増えてきていると書かれているが、拒否した依頼もあるのか。可否と書いてあるため、認められたものと認められなかったものがあったのか。</p> <p>事務局 通訳依頼の希望があったものは全てコーディネートしている。</p> <p>委員 急に病院に行かなければならなくなり前日に手話通訳の派遣申請をしたが、コーディネートが出来なかったことがあった。仕方なく私の妻に頼み通訳をしてもらった。当日や翌日など緊急の場合の派遣は難しいのか。</p>
--	--

事務局	<p>急に病院に行く必要があったと思うが、前日に申請があった。その日は西脇市の登録手話通訳者が全員別の通訳の現場があり、誰も行ける人がいない状況だった。県への依頼も間に合わなかった。</p>
委員	<p>突然の依頼ではあった。例えば、事故で通訳を頼むのは無理なのか、突然の通訳依頼は難しいということなのか。</p>
事務局	<p>消防署には緊急時の通訳者名簿を提出し、緊急の場合に備えて行ける体制はとっている。全く無理というわけではない。その日は通訳者の都合が全員合わず、時間がなくて県にも頼めなかった。申し訳なかった。</p>
委員	<p>突然の通訳依頼の件で、県に依頼するにはどのくらいの日数が必要なのか。</p>
事務局	<p>できるだけ早い方が調整しやすい。1週間か10日ぐらい前に、通訳が必要ということが分かり次第お願いしたい。情報センターとメールや電話で調整するため、急な依頼への対応は難しい面がある。申請は10日前までにと市では決めている。緊急の場合はその限りではない。</p>
会長	<p>意見がなければ次に進む。</p>
事務局	<p>(2)令和7年度手話施策の計画と実施状況について（説明）</p>
委員	<p>■協議事項(2)について質疑応答</p> <p>1 ページの手話チャンネルが出来たということをも市民に対してどのようにPRするのか。ライン登録しているが西脇でのイベント開催がよくわかる。ラインに載せてもらおうと手話チャンネルも自動的に見ることが出来る。ホームページは誰も見ないと思う。どのように考えているのか。</p> <p>2つ目が10ページで、正規職員としての設置手話通訳者の募集を継続となっているが、今までなら広報紙や防災行政無線で設置手話通訳者を募集と放送していた。非常勤の設置手話通訳者が来られてからの正規職員の募集の方法を教えてください。</p>

<p>事務局</p>	<p>3つ目は西脇手話サークルわかばの代表として資料の訂正をお願いしたい。8ページの福祉学習の実施状況で、芳田小学校は7月8日に実施済み。重春小学校は9月16日に依頼が来ている。楠丘小学校は依頼がない。</p> <p>1つ目のにしわき手話チャンネルの周知方法はSNSを活用しようと思っている。市にはライン、フェイスブック、インスタグラムの3つの手法がある。できるだけ活用しホームページに見に行かなくても情報がとれる手法でPRしていきたいと思っている。</p> <p>2つ目の職員の募集について、現在は募集の周知はしていない。状況を見て募集をするときは広報していきたいと思う。常時募集しているわけではない。</p>
<p>委員</p>	<p>4ページの西脇病院職員対象手話講座について、西脇病院の対象者は誰か具体的に知りたい。</p> <p>2つ目、5ページの警察署・消防署職員対象手話研修で、去年は手話についての基礎的な知識、聴覚障害者に対する対応方法などを指導したが、実際の現場できこえない人に会ったとき、筆談などの方法で伝えようとすると思うが、実際の現場ではきこえない人もパニックになっている。意思疎通ができるかどうか確認してほしい。</p> <p>3つ目、12ページの西脇防災バンダナを避難所に設置予定と書いてあるが、何か所に置くのか、全ての避難場所に置くのか聞きたい。</p> <p>4つ目、成人式で渡す記念品の袋の中に手話言語条例の資料が入っていたと思うが今も続けているのか。資料を読むと高齢者に対する配慮が多い。中学校や高校など若い人に対する手話の啓発はどうなっているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>西脇病院は、医師や受付職員など、全職種が受けられるようにという依頼に基づき計画を進めている。</p> <p>2つ目の警察署と消防署の研修の内容は、御意見を参考にしてこれから進めていきたいと思う。</p> <p>3つ目の避難所への防災バンダナの備蓄は、市内に指定避難所が18か所あり、全ての避難所に防災バンダナを常備する。</p> <p>4つ目の成人式では今も継続して条例の周知チラシを配布している。若い人への啓発は遅れていると思うので、今後動画の周知も含め啓発していく。また、9月23日のイベントについて、今年から中</p>

委員	<p>学校と高校にもポスターを持って行くことにしている。若い世代への啓発のきっかけになればと思っている。</p> <p>9ページの出前手話教室で、きこえない児童が2名在籍する小学校で9月から月2回開催予定と書いてあるが、具体的にどのような内容か教えてほしい。</p>
事務局	<p>大変聞こえの重い妹のために兄が手話を覚えたいと言っていることを校長先生に話したら、学校全体で手話があるのがあたり前の学校にしていこうと言ってくれ、継続的に手話指導に行かせていただくことになった。10分～15分と短い時間で、学校生活の中で使う手話を選び、子どもたちがコミュニケーションで使える手話を少しずつ教えていきたいと思っている。最初は「きこえない」こと「補聴器をつけていること」について話し、指文字、数字、学校で使う「一緒に遊ぼう」のような日常的な会話から始め、学校でどんな手話が習いたい意見も聞きながらカリキュラムを作っていこうと思う。</p>
副会長	<p>出前手話教室では、福祉学習の時間でなく外国語活動の時間に手話を入れることもできる。宍粟市では、教育委員会と取組をしている。数字、色は3年生の外国語活動でやっている。英語のときに手話も一緒にやると多言語学習のような形でいろんな子どもたちに効果がある。いろんな手段で覚えるので多言語学習のような位置づけで学校の先生と相談し、手話の数字、手話の色も一緒にやって覚えていくと手話が言語だということの認識も深まる。手話自体も効率よく覚え、英語の定着にもいい。</p> <p>12ページの防災バンダナもいいと思った。「きこえません」と見えていることの意味がかなり大きいと思う。もう一つ「手話ができます」は、「できます」が、ハードルをあげることになり、ネックにならないか少し心配になった。きこえる方の意見を聞き「手話を学んでいます」に修正してもいいのかなと思う。</p> <p>手話で絵本の読み聞かせは、いい取組なので是非続けてほしい。今年度は図書館の記念として2回開かれるということでこれもすごくいいと思う。広く周知したくさんの人に見てもらえたらと思う。小さい子が小さい間に大人の手話を見るのはとても大事なことだ。21ページに聴覚障害者の人数表がある。0歳以上10歳未満、10歳以</p>

上20歳未満、軽中度難聴で表に載っていない子も含めてできるだけ小さい間に手話やろうの成人と出会うと将来的に精神健康上いいと言われている。ろう者との関わりや手話の関わりが全くない難聴者が社会に出ると仕事をしたとき苦しくなって逃げ場がない。もう一つ、自分が手話で話が出来ると同じ立場の人と話せる場所が必要。手話で絵本の読み聞かせを見る子どもたちが手話を使うかの問題ではなく、小さい間にろうの成人に出会うということに意味がある。その機会として是非何度も周知してもらえたらと思う。

最後に西脇高校とコラボし手話学習でも高校に行っていると思う丹波篠山市の取組だが、高校の教科で最近では探究がある。探究は総合学習みたいなもので、たくさんの授業数を使い年間を通して計画的に学び、調べ学習をして発表するという基本スタイルになっている。そこに手話学習を入れ継続的に高校生に手話を学んでもらえると高校生側にもメリットがある。今大学受験だと探究で何を学びましたかと必ず聞かれる。面接で手話をどのように学んだのか、ろうの人のことを知っている、聴覚障害者の歴史を知っているのはすごくPRにもなるしお互いにメリットがある。高校と何かをする場合はできれば探究に入れてもらう方向で提案ができれば定着するし、ニーズが長もちすると思う。

会 長

事務局には参考にしていただければと思う。

委 員

10ページに遠隔手話通訳とあるが、何年前から始まったのか。

事務局

みえる通訳はコロナ禍に発注したので、3年か4年前だと思う。

委 員

市役所にはよく行くが気がつかなかった。

事務局

障害福祉担当課の窓口にタブレットを置いている。今ならレルクリアのディスプレイで表示出来るようにしている。

委 員

私自身全く気がつかなかった。私たちきこえない人もみえる通訳を使った経験がない。1年に2、3回ぐらい練習をしてみたいと思う。

委 員

手話に興味のある西脇市の方だと、西脇市手話とネットで検索されると思う。西脇市役所の手話施策のページが1番上に出てくる。

	<p>そこに西脇市の手話動画のチャンネルがある。そこには過去の2つの動画しかあがっていない。防災バンダナの動画もそこから一括して見られるようになったらいいと思う。YouTube にあがっている以外に、西脇高校と共同でつくっている動画が市役所の中のモニターで流れているがそれも一括して見られたらいいと思う。</p> <p>西脇市の手話施策のホームページに、手話を学びたい人のための講座が一括して見られるところがあってもいいと思う。他の市だと手話を学びたい人と手話通訳者を目指したい人用があり一連の流れが見えるほうがいいと思う。一つ一つの講座は広報紙で案内はあるが、どういう流れで手話通訳を目指していくのか講座の流れが載っていて、その年度に該当する講座があればそこをクリックしたら案内が見られるようになればいいと思う。</p>
会 長	検討をお願いします。
委 員	手話奉仕員養成の入門講座、基礎講座の新しいテキストはいつから使うのか。
事務局	県からいつ講師養成講座の案内が来るか待っている。新しいテキストは来年度からの使用である。今年度現行のテキストで入門講座を受講した人は、来年度も基礎講座を現行のテキストで受講する。来年度から新しいテキストになるため、講師養成講座の開催を待っている。デフリンピックが終わった頃に連絡があるのではと思っている。
会 長	意見がなければ次に進む。
事務局	(3)手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）施行について（説明）
	■協議事項(3)について質疑応答
委 員	法律が新しくなり読み込みをしている。基本的施策の①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援について、双葉小学校については現在体制が整備され、朝礼で学ぶように法律に基づくことが実現していくと思う。②学校における手話による教育等について、どの

事務局	<p>ように変わるのかを3つの項目に分けて書いてあるが、特に教員に関して具体的な内容があれば教えてほしい。</p> <p>16ページ基本的施策の②、学校における手話による教育等（7条）の手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進手話を使用した教材の提供という部分で、今のところ教員の中に手話を使う方の配置や、教材も国から示されたものはない。</p>
副会長	<p>7条のところで、手話の技能を有する事を条件に教員の採用することは今のところ国では決まっていない。ただし今回出来た7条を基準に、各自治体で積極的に手話技能を持っている者を確認するような項目をつくっていくと思う。例えば採用の面では、手話施策推進会議にある講座をどれぐらい受講しているか、チェック項目や優先的にポイント制になるか分からないが、加点があるとか、採用にあたってできると思う。この会議の意味もあるし、この法律との連携も出来る。西脇市としてもかなり先進的な取組として進むと思う教材の面は、光村図書という国語の会社が出している教科書を手話ビデオにしたものがある。例えば「くじらぐも」を手話で表すもので、手話を優先的に使っている子、手話を第1言語とするような子どもがいた場合に、手話で「くじらぐも」の内容を先に理解し、国語の教科書の日本語を後から読むことによって文の理解が出来る。いわゆるバイリンガル教育という方法になる。京都にある手話研修センターが作ったもので、新しいバージョンのものはなかったと思う。手話研修センターでもこの法律を受けて動き出す可能性はある手話教材はこれから増えてくると思うので教材を活用する方法は出来ると思う。</p>
会長	<p>他に意見がなければ西脇市の手話言語条例、手話施策推進方針について継続していいか。〈異議なし〉</p> <p>皆さんに確認がとれたので、継続するという方針で進めていただきたい。</p> <p>本日の協議事項は全て終わった。事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>第2回目の会議は、2月を予定している。出席をお願いする。</p>

会 長	<p>他になければこれで閉会する。閉会のあいさつを副会長にお願いする。</p>
副会長	<p>西脇市の取組を聞き積極的に施策をされ、市に住んでいる当事者の皆さんと連携がとれていると思った。</p> <p>デフリンピックのキャラバンカーが来る内容のチラシで、裏面の山本さんの所属を見ると、神戸聴覚特別支援学校高等部3年生で中学校までは地域の学校に通い、通級のような形で聾学校と関わっている。先ほど私が話したように小さいときから手話やろうの世界とつながっていることがすごく大事だ。この方は高校受験を機に聾学校に来られ、それを機にデフバレーボールの世界に入り、現在代表として活躍され、将来デフバレーボールを引っ張っていくような方になると思う。</p> <p>西脇のやっていることも効果があるので、小さい子たちが西脇に住んでいるろうの子や難聴の子と手話施策でつないでいくことで、いつかその子たちが大きくなったときに、この会議の委員になって参加して引っ張っていくような存在になると思う。メンタルヘルス上もいいので、西脇の手話施策も続けていってもらえたらと思う。</p>
事務局	<p>これで会議を終了する。</p>